

# 令和元年塩尻市議会 12月定例会

## 福祉教育委員会会議録

○日 時 令和元年12月13日（金） 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

### ○審査事項

議案第 5号 塩尻市体育施設条例の一部を改正する条例

議案第 6号 塩尻市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 7号 塩尻トレーニングプラザ条例の一部を改正する条例

議案第14号 令和元年度塩尻市一般会計補正予算（第5号）中 歳出2款総務費中1項総務管理費14目市民交流センター費、3款民生費（1項社会福祉費7目国民健康保険総務費及び4項国民年金事務費を除く）、4款衛生費（1項保健衛生費中5目環境衛生費、7目斎場費、8目霊園費及び2項清掃費を除く）、5款労働費中1項労働諸費2目ふれあいプラザ運営費、10款教育費

議案第16号 令和元年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

### ○出席委員

委員長	赤羽 誠治 君	副委員長	青柳 充茂 君
委員	丸山 寿子 君	委員	柴田 博 君
委員	金子 勝寿 君	委員	西條 富雄 君

### ○欠席委員

なし

### ○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

### ○議会事務局職員

事務局長	横山 文明 君	事務局次長	赤津 廣子 君
議事総務係長	小澤 真由美 君		

午前9時56分 開会

○委員長 皆さん、おはようございます。定刻よりちょっと早いわけですが、おそろいのようなので、ただいまから12月定例会の福祉教育委員会を開会いたします。本日の委員会は、委員全員が出席をしております。

それでは、審査に入る前に理事者から挨拶をお願いします。

---

## 理事者挨拶

○副市長 おはようございます。委員会をお開きいただきまして、大変ありがとうございます。御提案申し上げてございます各議案につきまして、よろしく御審査を賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。本日、西條委員の副委員長辞任の許可が委員会で決定になりました。その後、副委員長の互選を行い、青柳充茂委員が副委員長に就任しましたので一言御挨拶をお願いいたします。

○副委員長 皆様、改めまして青柳充茂でございます。今回のこの副委員長の就任は、私にとっては思いがけない出来事で、ちょっと青天のへきれきというような感じもありますが、多くの委員の皆様からの御推挙によりましてお引き受けしたからには、委員長をしっかりとお支えするとともに、この福祉教育委員会が開かれた風通しのいい委員会で、何でも遠慮とか付度もなしに何でも言い合える、そういう委員会になるよう、そういうことをモットーにして全力でやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。では、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託されました議案は、別紙委員会付託案件表のとおりです。本日の日程については、副委員長から説明いたします。

○副委員長 委員会終了後、協議会を開催いたします。本日は視察の予定はありません。よろしくお願いいたします。以上でございます。

○委員長 それでは、ただいまから議案の審査を行います。発言に際しては、円滑な議事進行のため委員長の指名を受けた者のみの発言とし、簡潔明瞭な説明、質問、答弁を心がけていただくよう御協力をお願いします。また、発言に際しましては必ずマイクを通していただきますので、よろしくお願いいたします。

---

## 議案第5号 塩尻市体育施設条例の一部を改正する条例

○委員長 それでは、議案第5号塩尻市体育施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○スポーツ推進課長 それでは、議案第5号塩尻市体育施設条例の一部を改正する条例につきまして、お願いをいたします。議案関係資料13ページをお願いいたします。1の提案理由につきましては、体育施設の使用料を見直すこと及び塩尻市みどり湖畔マレットゴルフ場を廃止することなどに伴いまして、必要な改正を行うものでございます。2の概要につきましては、使用料を改めるもの、塩尻市みどり湖畔マレットゴルフ場に係る規定を削るものでございます。

14ページをお願いいたします。新旧対照表となります。第2条、塩尻市みどり湖畔マレットゴルフ場を廃止し、塩尻市立檜川体育館の位置を改めるものでございます。みどり湖畔マレットゴルフ場につきましては、近隣の小坂田公園マレットゴルフ場が36ホールに拡張されて以降ほぼ利用がない状況ですが、春先のコース整備等、施設として位置づけがある以上、管理を行ってまいりましたが、今回廃止をお願いするものでございます。また、檜川体育館の位置につきましては、檜川村と合併当時から河川敷内の所在地を条例の位置と定めていたことが判明したため、誤りを訂正させていただきたいものでございます。

次ページ、運動場関係の使用料の改正となります。別表第3、塩尻市営総合運動場使用料について、現行の使用料が全面使用の場合1,300円、4分割した1コート300円で、全面と1コートの使用料を比較した場合

に、全4コートを使用しても全面使用料と異なっている不均衡を是正したいものでございまして、改正案の1コート240円ないし330円の4コート分4倍が、全面使用料となるよう改めるものでございます。別表第4、塩尻市中央スポーツ公園運動広場、続きまして16ページの別表第7、塩尻市菅櫛川運動場使用料につきましても、総合運動場使用料と同額に改めるものでございます。

13ページ、お戻りいただきまして、4の条例の施行等につきましては、令和2年4月1日から施行したいものでございます。説明につきましては以上となります。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○柴田博委員 施設の利用料の改定のほうですけれども、本会議での議案質疑の中で今回、本定例会に出されている幾つかの議案について、3年に1度の見直しに伴って、それぞれの利用料等の位置づけを考慮しながら変えたという説明があったんですけども、今、第5号についてはそういうことではなくて、全面使用の場合と4分の1使用の場合の差をなくすためということだけで、そういう改定をしたということでしょうか。

○スポーツ推進課長 説明が不足しておりまして申しわけございません。委員おっしゃるとおり、3年に1度の定期見直しにおきまして、体育施設等の使用料につきましても定期的に見直しをさせていただいております。今回の見直しにおいては、前回の見直しから不均衡の是正が必要な部分、実際のかかる費用と受益者負担でいただいている使用料のアンバランスの部分も全て総点検をした上で、特に今回必要とされる部分につきましては、運動場のこの部分が必要であるという判断のもと、提案をさせていただいたものでございます。ですので、全体を総括で見た中で今回の3施設を提案させていただいたものであると御理解をいただければと思います。

○柴田博委員 わかりました。それで、あの議案質疑のときの答弁で全体的な考え方というのは大体わかったのでいいんですけども、この第5号も含め、ほかのやつも含めて、マトリックスをつくってそれぞれの位置づけをはっきりさせているということなんで、担当課、担当違うかもしれませんが、その全体のマトリックス、もしよろしければ考え方を知らるために資料として出していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○スポーツ推進課長 全体の部分がただいま手持ちにございませませんが、後ほど配付させていただきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

○委員長 ほかにありませんか。

○金子勝寿委員 済みません、ちょっと説明をいただいているのかもしれない。みどり湖畔のマレットゴルフ場の後利用、今のところ教えてください。

○スポーツ推進課長 現在、行政財産としてマレットゴルフ場に規定をされておりますので、まず行政財産であるマレットゴルフ場の目的を除いた後、有効活用いただける部分があれば、普通財産として貸し付けるなり何なりの方策が考えられると思いますが、現在のところは後利用については全くの白紙でございます。

○金子勝寿委員 わかりました。

○委員長 いいですか。ほかにありませんか。よろしいですか。

それではこれより、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第5号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第5号塩尻市体育施設条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

---

### 議案第6号 塩尻市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

○委員長 それでは続いて、議案第6号塩尻市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○福祉課長 それでは、議案第6号塩尻市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。議案関係資料は、17ページになりますので、お願いいたします。

まず、1の提案理由でございます。災害弔慰金の支給等に関する法律の一部が、令和元年6月7日に改正されたことに伴いまして、必要な改正をするものでございます。

概要でございます。今回の条例改正は、災害援護資金の貸し付けに関する償還金の支払い猶予につきまして、これまで上位法の施行令において規定されていたものが、法律上に規定されることになったこと、また償還金の支払い猶予等にかかわる判断をするために、必要があるときには当該資金の貸し付けを受けた者またはその保証人の収入等の状況につきまして、報告等を求めることができる規定が新設されたことによるものでございます。これに伴いまして、市条例におきまして、法律の条文を引用し償還金の支払いを猶予するか否かの判断に必要な報告等を求めることができるよう改めるものでございます。

3の条例の新旧対照表でございます。次のページをお開きください。表の改正案をごらんいただきたいと思っております。条例第15条の見出しを償還等と改め、同条第2項において法律から、第13条償還金の猶予について、第14条第1項償還免除について、第16条報告等の規定を、施行令から、第8条一時償還金及び第9条違約金、第12条につきましては償還金の猶予の理由に関する規定を、それぞれ引用するよう改めるものでございます。

前のページにお戻りください。4の条例の施行等でございます。条例につきましては、公布の日から施行するものでございます。説明は以上となります。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○柴田博委員 法律のほうの改正については、どのような意味合いがあつてこういう改正をすることが必要だったのか、その辺の中身について、もう一度説明してください。

○福祉課長 上位法におきましては、この償還猶予ということにつきまして、償還する方にとってこの猶予をされるかどうかということが非常に重要なものだという観点から、施行令ではなくて法律の中で明らかにするというのが一つあります。また、償還の猶予をするか否かにつきましては、やむを得ない事情として経済的な理由という部分も加えられたことによりまして、それについての状況について報告を求めることが市町村でできるということが定められたことによりまして。

○委員長 いいですか。ほかにありますか。よろしいですね。

それではこれより、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第6号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第6号塩尻市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

---

### 議案第7号 塩尻トレーニングプラザ条例の一部を改正する条例

○委員長 それでは次に、議案第7号塩尻トレーニングプラザ条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○スポーツ推進課長 それでは、議案第7号塩尻トレーニングプラザ条例の一部を改正する条例について、お願いいたします。議案関係資料19ページをお願いいたします。

1の提案理由につきましては、塩尻トレーニングプラザの利用料を見直すことに伴い、必要な改正をするものです。

2の概要につきましては、利用料を改めるものなどです。20ページ、新旧対照表をお願いいたします。第8条、第12条及び第14条につきましては、字句や表現方法につきまして、他の指定管理条例と整合を図るため、改正したいものでございます。

続きまして、21ページの別表、塩尻トレーニングプラザ利用料につきましては、電力や灯油、人件費などの維持管理コストが上昇していることから利用者の負担額を見直すもので、研修室のみ半日の利用料で40円の増額、他の部屋につきましては半日の使用で100円の増額、体育館の利用料を80円の増額で見直しをしたいと思います。また、ジムトレーニングルームにつきましては、現状の利用形態が条例上1時間という規定でございますが、1回で運用させていただいておりますので、運用方法と同様に1時間から1回に改め、利用料につきましても現状の440円から500円に改めるものでございます。あわせて、電気器具の持ち込みの場合の料金を改めるものでございます。

19ページ、お戻りいただきまして、4の条例の施行等につきましては、令和2年4月1日から施行したいものでございます。説明につきましては、以上となります。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問ありますか。

○柴田博委員 対照表のほうで、冷暖房のところの金額は現行と改正案と金額は変わらないようですが、棒線が引いてあるんですけど、これはどういうことですか。

○スポーツ推進課長 こちらの棒線につきましては、表全体、別表自体のつくりをそっくり見直した関係上、棒線が引かれている形となります。

現行では単位が円ということで、別表の上に入っておりましたが、改正では新たに210円ということで、210から210円という形で円が入った形ですので、お願いいたします。

○委員長 ほかにありますか。

○西條富雄委員 冷暖房使用料のところを確認ですけども、これは備えつけの冷暖房という捉え方で合ってるかどうか。それともう1個が、冬になりますとジェットヒーター使ったりするんですけど、そういった電気料についてはどういうふうに捉えているか、教えてください。

○スポーツ推進課長 冷暖房につきましては、既存のエアコン、こちらにもついております天吊り式のエアコンがそれぞれの部屋に入っておりますので、その分の料金となります。運用上、体育館の部分でジェットヒーターを使うことがあるかと思うんですが、そちらにつきましては指定管理者のサービスの部分でやっている部分でございますので、利用料につきましては市としては規定をしていないものでございます。

○西條富雄委員 22ページの、電気器具の持込み220円は300円となっているんですけど、これはどういうことですか、教えてください。

○スポーツ推進課長 電気器具の持ち込みにつきましては、極力持ち込みをしないようお願いをしているところでございますが、どうしても体育館等で電気ポットを持ち込みたい等の部分が発生する場合がございますので、そういった部分につきまして規定をさせていただいている部分でございます。ただ、施設の床等の破損、水をこぼしたという破損の部分にもつながってまいりますので、極力持ち込みをしないようにという対応はさせていただいておりますが、持ち込んだ場合、今までよりも若干ではございますが増額をお願いしたいものでございます。

○委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

○金子勝寿委員 これは値上げでどのくらい年間、増額というか収入が増えるのか、若干ですけど。指定管理料の変更は行うのか、教えてください。

○スポーツ推進課長 見込みといたしましては、数十万円増額になる見込みを立てておりますが、利用料自体は数十万円の増額になります。指定管理料につきましては、次期の指定管理に向けまして、現在、協会側と年度協定で定めます年間の指定管理料を協議させていただいておりますので、詳細固まり次第、また予算案でお示しをしたいと思いますが、現在の指定管理料の範囲では運営が厳しくなっているのが事実でございますので、指定管理料の見直しも入ってくる予定でございます。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○丸山寿子委員 会議室ですとか研修室、和室などの利用状況、傾向というか、その辺についてお聞きをしたいと思えます。

○スポーツ推進課長 研修室、会議室等につきましては、古い話ですと過去は、大変、企業等の研修で利用されていた時期もございました。現在は、やはり近隣にえんぱ一くができた影響等もございまして、本当に年間数えるほどの利用状況でございます。ですので施設としてこういった形が今後いいのかも含めまして、よりいい施設づくりを指定管理者と協議していきたいと考えております。

○丸山寿子委員 一般的に、ここの場所を余り知らない人もいます。それでトレーニングジムとかのほうですと、私の記憶では例えば広告を入れるなどして周知されて、募集だったりあると思うんですけど、やはり今の答弁にもありましたように、会議室等については、今後よく検証していただいて、今後について考えていただきたいということをお願いしたいと思えます。

○委員長 要望でいいですか。ほかにありませんか。

それではこれより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第7号については原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第7号塩尻トレーニングプラザ条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

---

議案第14号 令和元年度塩尻市一般会計補正予算（第5号）中 歳出2款総務費中1項総務管理費14目市民交流センター費、3款民生費（1項社会福祉費7目国民健康保険総務費及び4項国民年金事務費を除く）、4款衛生費（1項保健衛生費中5目環境衛生費、7目斎場費、8目霊園費及び2項清掃費を除く）、5款労働費中1項労働諸費2目ふれあいプラザ運営費、10款教育費

○委員長 それでは、議案第14号令和元年度塩尻市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。説明を求めます。

○交流支援課長 では、議案第14号令和元年度塩尻市一般会計補正予算（第5号）、お願いいたします。資料21、22ページをお開きください。2款総務費1項総務管理費14目市民交流センター費でございます。こちら全て人件費関係の補正となっております。人件費につきましては本年度中の人事異動等に伴います内容を加味いたしまして、年度末までを見越した上で、職員給与費等の人件費の補正をお願いするものであります。なお、市民交流センター費以降の歳出補正予算全体を通しまして、人件費につきましては多くの科目で補正をお願いしているところでございますが、補正理由が職員給与費、嘱託員報酬等、各科目とも共通しておりますので、以降、特殊なものを除きまして各課からの人件費関係の説明は省略させていただきたいと思っております。御了解をお願いいたします。私からは以上です。

○福祉課長 それでは資料の23、24ページをお開きください。一番下の欄になります。3款民生費1項社会福祉費2目障害福祉費、説明欄の障害者生活支援事業の障害者に優しい住宅改良促進事業補助金126万円についてでございます。この事業につきましては、身体障がいのある方が自宅での日常生活の一部を自力で行えるよう、浴室、台所、トイレ等を改修する際に必要となる費用に対し補助するものとなります。補助額は上限額70万円、またはそれより少ない場合はかかった費用の9割であり、補助限度額は1件当たり63万円となります。当初予算で見込んでおりました2件分につきましては既に交付済みでありまして、現在申請する意向のある相談を受けている2件分につきまして126万円を補正するものでございます。説明は以上です。

○長寿課長 続きまして25、26ページをお願いいたします。3目老人福祉費、説明欄の3つ目の白丸、高齢者等生活支援事業、黒ボツ、高齢者にやさしい住宅改良促進事業補助金ですが、要介護認定等を持っている高齢者の居住環境を改善し、日常生活をできるだけ自力で行い、本人や家族の負担軽減を図るため住宅改良にかかる費用を補助するものです。主な内容は、トイレやお風呂に手すりをつけたり、ドアの変更、段差解消等です。予算では平均補助金額39万8,000円の12件分をとってあったところですが、11月現在14件の申請があり、平均補助金額も46万128円となっており、申請のあった合計金額644万1,800円から予算額47

7万6,000円を引いた金額166万6,000円の補正を上げさせていただきました。この事業は障がい者の事業と同じ限度額になっていまして、補助限度額も63万円となっています。今年度は限度額いっぱいの利用者の方が多かったことも影響していると思いますが、その年によって申請人数に波があります。消費税増税ということもことしあったのですが、増税後の申請者が結構多いので、増税の影響がないと考えています。説明は以上です。

続きまして、5目介護保険事業費になります。2つ目の白丸、介護保険事業特別会計繰出金になりますが、介護保険事業への繰出金になります。特別会計の歳出が補正増となった分、繰出金も法定割合等で増額補正になっています。詳しいところは介護保険事業特別会計のほうで御説明いたします。

○**こども課長** それでは冊子の27、28ページをお開きください。1目児童福祉総務費、説明欄上から4つ目の白丸、民間保育所支援事業、6,645万2,000円のうち、最初の黒丸、子どものための教育・保育給付費負担金5,390万8,000円につきましては、待機児童の解消や子育てしやすい環境の充実を目指しまして、小規模保育事業所等の民間保育所の施設整備に対する国、県、市の財政支援措置となります。今回の補正予算は令和2年、来年の4月開園を目指しまして本年度工事着工する民間保育所について、当初予算に計上していた2つの小規模保育事業所2園以外に、年度途中で整備事業が採択または採択が予定されている保育所2園分の施設整備費の補助金として増額補正をお願いするものでございます。

ちなみに1つは、よしだ幼稚園の認定こども園化に伴う施設整備事業。またもう1園につきましては、令和2年10月に開園予定しております小規模保育事業所、仮称でございますが、塩尻みらい保育園ひろおかキッズに対する補助事業になります。なお国、県、市の財源負担割合でございますが、小規模保育事業所の場合は国が3分の2、県が基準額3,200万円の上限でございますが、これの8分の1、市が12分の1、事業主が8分の1。また、認定子ども園の場合につきましては、国が2分の1、市が4分の1、事業主が4分の1となっております。続きまして次の黒丸、子育てのための施設等利用給付交付金1,254万4,000円につきましては、幼保無償化の実施に伴います国、県、市の財政措置となります。10月の幼保無償化の開始に伴う保育に欠ける認定の申請者数に基づきまして、新制度未移行の幼稚園、また認可外保育施設等の利用に係る交付金の増数が見込まれる状況となったため、増額補正を行うものでございます。こども課からは以上でございます。

○**福祉課長** 次の白丸になります。児童扶養手当支給事業、児童扶養手当4,934万8,000円につきましては、児童扶養手当の支払い回数の変更に伴いまして、今年度のみ調整のため15カ月分を支払うこととなったため補正するものでございます。これにつきましては、説明資料を用意させていただきましたので配付してよろしいでしょうか。

○**委員長** はい、これを認めます。

○**福祉課長** 児童扶養手当の支払い回数の変更についてでございます。児童扶養手当法の一部改正によりまして、令和元年11月分の児童扶養手当から支払い回数を年3回、年3回の場合4カ月分ずつから、年6回、2カ月分ずつに変更いたします。下の緑の点線の枠の中、現在でございますが、令和元年度の当初予算につきましては、12月分から11月分の12カ月分を計上しております。12月から3月分、4カ月を4月。4月から7月分を8月に支払いをしております。今回、11月分から変更するに伴いまして支払い月が変わります。令和元年11月の支払いは、同年の8月分から10月分までの3カ月分が支払われております。これ以降につきましては奇数



月の年6回、それぞれの支払い月の前月分までの2カ月分が支払われるということになります。改正後につきましては、下のピンクの点線の枠の中になります。11月分からの変更になりますので、11月分、12月分を1月に、1月分、2月分を3月に支払うこととなります。それ以降につきましては、令和2年度の予算の中で支払うようになります。これによりまして、予算化しておりませんでした12月、1月、2月分の3カ月分が不足するということとなりますので、今回この部分の補正を上げさせていただいたところがございます。補正いたします4,934万円余につきましては、本年8月の現況届及び前年所得から認定した支給要件によりまして、3カ月分の支給額を算出しまして補正するものとしております。支給するひとり親の人数は、約530人となっております。説明は以上となります。

○**健康づくり課長** 続きまして31、32ページをお願いいたします。4款衛生費1目保健衛生費2目予防費になります。備考欄白丸、感染症予防等対策費、黒ポツの結核健康診断委託料192万5,000円につきましては、肺がん・結核検診となります胸部レントゲン撮影を長野県健康づくり事業団に委託しているものでございます。本年度から65歳以上全員の方について検診票を個別通知に変えましたところ、受診者が当初の見込みより大幅に増加をしたため192万5,000円を増額いたしまして、予算額を1,129万6,000円とするものでございます。以上です。

○**社会教育課長** それでは、ページおめくりいただきまして47、48ページをお願いいたします。10款教育費5項社会教育費1目社会教育総務費、説明欄3つ目の白丸、文化会館運営事業、黒ポツ、指定管理料265万円の減額でございます。昨年までレザンホールの館長は市からの派遣職員でしたが、今年度より事業団の直接採用職員となり、職層が下がったため給与が減額となり、その分の年額608万円を減額、消費税分90万円を増額、9月の台風によりエントランス部分に雨漏りが発生し、急遽修理を実施した費用250万円を増額、全て差し引きしまして265万円を減額補正するものでございます。

その下の白丸、文化会館改修事業、改修工事47万円の増額でございます。今年度実施しておりますレザンホール空調機器冷却塔更新工事に伴い、予定していました交換部品が生産中止のため、急遽代替製品にて対応し、その増額分を補正するものでございます。

続きまして2目総合文化センター管理費、説明欄白丸、総合文化センター改修工事97万2,000円の増額でございます。電気保安協会による定期検査で施設の高圧受電設備に不備が見つかり、波及事故、周辺地域への影響が及ぶ事故につながる恐れがあるとの指摘を受け、緊急的に改修工事を行ったものでございます。

資料おめくりいただきまして49、50ページをお願いいたします。6目青少年育成費、説明欄2つ目の白丸、青少年育成施設運営事業、2つ目の黒ポツ、工事請負費66万円につきましては、今年度塩嶺体験学習の家で行われた塩尻消防署の立ち入り検査において火災報知設備に不備が見つかり、こちらも緊急的に改修工事を実施したものです。社会教育課は以上です。

○**スポーツ推進課長** 続きまして51、52ページをお願いいたします。6項保健体育費1目保健体育総務費、説明欄2つ目の白丸、スポーツ活動支援事業、青少年スポーツ全国大会等激励金につきましては、全国大会、世界大会出場者の激励金となります。本年につきましては、例年の実績を大きく上回る申請を受けていることによりまして、不足する見込み額216万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして53、54ページをお願いいたします。2目体育施設費、説明欄白丸、体育施設管理運営事業、2つ目の黒ポツ、営繕修繕料につきましては、消防設備の点検における不具合箇所、中央スポーツ公園テニスコート夜間照明の不点灯箇所などの修繕について増額をお願いするものでございます。3つ目の黒ポツ、体育施設管理委託料につきましては、本年10月から最低賃金が改正されたことに伴いまして、体育協会に委託している施設管理の単価を見直しました。これにより不足する額の増額をお願いするものでございます。説明につきましては以上となります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○西條富雄委員 24ページと、それから26ページの住宅改良促進事業補助金。塩尻市は70万円ということで、他市を調べると、ちょっと塩尻市はいいんじゃないかと思うんですけど、その辺の他市の比較を教えてもらえればと思うんですが、いかがでしょうか。

○福祉課長 委員のお話がありました他市の状況ですけれども、ただいま手元に資料がございませんので、後ほどでもよろしいでしょうか。

○西條富雄委員 はい、いいです。

○委員長 ほかにありませんか。

○柴田博委員 今のところですけども、老人福祉費のほうの26ページのほうの住宅改良事業ですけど、これは介護保険の中にも同じような制度があると思うんですが、それとの違い、どういうふうに使分けけるのか、その辺について説明をお願いします。

○長寿課長 介護保険と併用がほとんどですが、最初に介護保険の該当の部分20万円限度額を除いて残りの部分を適用させますが、やさしい住宅改良も介護保険で住宅改修として認められたものを対象としていまして、主には、介護保険の上限20万円を超えるようなお風呂等の改修費について利用する機会が多い状況です。

○柴田博委員 介護保険の制度のほかにこういう市のほうの制度があるよというのは、例えば、介護保険のほうでケアマネ等が相談などに乗るときに、そういうことまでちゃんと説明はしていただいているんですね。

○長寿課長 毎年出しています介護福祉サービスパンフレットにしっかり載せてありますので、ケアマネさんも十分承知で紹介させていただいていると思います。

○柴田博委員 54ページ、一番最後のところの体育施設管理委託料、最低賃金の変更に伴って変更したということですけども、長野県の場合の最低賃金額と変更したあとの賃金額を両方教えてもらえますか。

○スポーツ推進課長 体育協会に現在、9月末まで委託していました従来の単価につきましては830円でした。10月4日の長野県の最低賃金の改正が821円から848円に改正されております。体育協会への委託単価につきましては、これらを踏まえまして、新単価として880円で計算をさせていただいたものでございます。

○柴田博委員 その金額になった経過というか、何かあれば、教えてください。

○スポーツ推進課長 体育協会の委託料につきましては基本的に、市の臨時職員の1時間当たりの単価と同額という計算をさせていただいております。その根拠に基づいて見直しをさせていただいたものでございます。

○西條富雄委員 48ページ、戻りまして、先ほど社会教育課長から総合文化センター改修工事周辺に被害を及ぼすような、事故につながりかねないという、ちょっと具体的に教えてください。

○社会教育課長 高圧受電設備が、全て外から来る電気なんですけれども、電柱に遮断器というものが本来は入っているんですけれども、それがきちんと整備されてなかったということが発覚しまして、実は、レザンホールでも9月にも指摘を受けて急遽補正をお認めいただきまして、総合文化センターも同じような形式だったということで改修したものでございます。もしこれ、遮断器がない場合は、周辺も一帯が全て停電してしまうというような事故につながるということでございますので、緊急的に工事をしたものでございます。

○金子勝寿委員 48ページ、文化会館の運営事業で、人事で市から派遣せずプロパーでやっていくということで、人員的に1人減っても十分やっつけていけるということと、プロパーで今後ずっとやっていってもらおうという方針になったということで、一時的なものではないという理解でいいんでしょうか。

○社会教育課長 委員おっしゃるとおりで、これからは全て事業団の採用になるということでございます。

○金子勝寿委員 わかりました。

○委員長 ほかにありませんか。

○丸山寿子委員 同じページの全国短歌フォーラム事業に関連してお聞きます。ことし、えんてらすができて広丘のほうにも広げて講演会等々も行ってきました。私が参加した中では非常に多勢の方が講演会など他市からも来ていた。その辺の状況をちょっとお話いただくのと、それから来年に向けてことしのこと踏まえて、短歌の里ではもちろんあるので、熱心に来ていただいたというところもあると思うんですけれども、今、お考えがあったら教えてください。

○社会教育課長 まず広丘地区を中心に展開しています短歌事業でございますけれども、例年、2日目の「みてある記」には大変他市の方からも多くの方がお見えいただきまして、例年行っています広丘小学校の小学生による案内がとても好評でございます。説明を通じて交流がありまして、手紙のやりとりとか写真の送付があったりとか、とても温かいような事業が続いていることは、ほほ笑ましいと思っております。また今回、ことしできました、えんてらすにおいて、これまで、えんぱ一くで行っていた詠み会というものを実施しましたところ、たまたま子育て市民センターもある関係で、大変お母さんたちにも好評でございましたので、その辺はこれからも力を入れていきますし、また児童館等が今建設されておりますので、その辺も含めて広丘地区を子供また若者を中心に、ぜひ力を入れていきたいというのは現在の考えでございます。

あと全国短歌フォーラムにつきましては、例年課題として上がっていますのは、投稿数の減少だとか、当日の来場者が少ないということが例年懸念で上がっております。その辺は今ちょっと担当課のほうで知恵を絞りましてぜひ投稿数はふやしていきたいんですけども、もうちょっと若者のほうに重点を置いて、そういったところで何かイベントができればいいんじゃないかというところは現在検討しているところでございます。

○丸山寿子委員 それから全国で、塩尻の短歌フォーラムのようなものがふえてきたので、高校の投稿参加数が少なかったということだったんですが、その辺これからどう考えていくのかちょっとお聞かせください。

○社会教育課長 高校生向けの短歌の投げかけですけれども、何分にも投稿に関しては、高校に赴任されている先生の思い入れがとても強くて、その先生が異動してしまうと、ごそっとその学校から投稿がなくなってしまうというところは、傾向が見受けられますので、その辺はぜひ高校等には投げかけをしまして、継続的にお願いをしていきたいというところは考えているところでございます。

あと全国の学生の、例えば短歌甲子園とか、短歌大会等は開かれておるんですけれども、短歌の選者からは、

塩尻でそれをやっても意味がないのもうちょっと違う視点で、例えば当日に詠題を与えて高校生たちにその場で即興でつくってもらったこともいいんじゃないのというところは提案を受けていますけれども、何分にもそのスキルだとか、あと時間的な制約等ございますので、その辺は十分検討した上で実施していきたいと考えておるところでございます。

○委員長 ほかにありませんか。

それではこれより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○福祉課長 申しわけありません。先ほどの住宅改修についての御質問についてお答えさせていただきます。こちらの住宅改修促進事業につきましては、県の制度の中でやっております。2分の1の補助がございまして、その中でやっているものでございまして、県の制度の中でも上限が70万円としているものでありますので、塩尻市としてはその限度額でやらせていただいているという状況です。以上です。

○委員長 よろしいですか。それではないようですので、議案第14号令和元年度塩尻市一般会計補正予算（第5号）中、当委員会に付託された部分については原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第14号令和元年度塩尻市一般会計補正予算（第5号）中、当委員会に付託されました部分については全員一致をもって可決すべきものと決しました。

○スポーツ推進課長 先ほど議案第5号で使用料、手数料の見直しにつきまして柴田委員から御質問のあった関係資料をお配りし説明をしたいが、よろしいでしょうか。

○委員長 これを認めます。

○スポーツ推進課長 それでは別表として、施設・サービスの類型別負担割合一覧表。これに基づきまして使用料、手数料の見直しをさせていただいております。表の見方でございますが、右下の囲いの部分。縦軸につきましては、行政が提供すべきか否か、または、民間でも同様のサービスが提供されているか否かをあらわす指標で、縦軸一番上、公益的・非市場的であるか、一番下、私益的・個人的・市場的であるか、というものでございます。横軸につきましては、日常生活に必要か否か、またはどのくらい市民が利用するかをあらわす指標でございます。一番下の右側、義務的・必需的であるか、一番左側、裁量的・選択的であるか、というものでございます。体育施設条例等にかかわる使用料、利用料につきましては、この表の3のB、社会体育施設に該当するものとして受益者負担50%を基準として見直しをさせていただいているものでございます。以上です。

---

#### 議案第16号 令和元年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

○委員長 それでは次に進みます。議案第16号令和元年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。説明を求めます。

○長寿課長 それでは議案第16号令和元年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第3号）について御説明いたします。

資料の1ページをお願いします。中段第1条になりますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ595万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億1,764万5,000円とするということです。

まず歳出のほうから説明したいと思います。9、10ページをお願いします。

1款総務費1目総務管理費から3款地域支援事業費2項包括的支援事業及び任意事業の1目総括的支援事業までは人件費の補正になります。一般会計と同じく人事異動に伴うものになりますので、省略させていただきます。

3款地域支援事業費の2項包括的支援事業及び任意事業の2目任意事業のほうになりますが、説明欄の2つ目の白丸の配食サービス事業になります。黒ポツ、配食サービス事業委託料ですが、この事業は、非課税世帯で栄養改善の必要な高齢者の自宅に安否確認を兼ねて食事を届けるサービスです。利用人数が、昨年度月平均50.1人でしたが、ことしの前半、月平均60.3人とふえていることと、1人当たりの配食数が増加したことによる補正になります177万3,000円を上げさせていただいています。補助額は1食当たり200円になります。

それでは歳入をお願いします。7、8ページになります。3款国庫支出金2項国庫補助金3目地域支援包括的支援事業及び任意事業交付金、5款県支出金2項県補助金2目地域支援包括的支援事業及び任意事業交付金、6款繰入金1項一般会計繰入金3目地域支援包括的支援事業及び任意事業繰入金、5目その他一般会計繰入金につきましては、歳出の増加に伴う歳入の補正になります。

2項の基金繰入金ですが、2項基金繰入金1目基金繰入金になりますが、交付金等で足りない部分を基金から繰り入れるものになります。説明は以上になります。

○委員長 それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問ありますか。よろしいですか。

それではこれより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第16号令和元年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第16号令和元年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案に関する審査は以上です。行政側から何かありましたらお願いします。

---

#### 閉会中の継続審査の申し出

○健康福祉事業部長 継続審査のお願いをいたします。本委員会が所管する福祉行政や教育行政などにつきましては、各部課等においてそれぞれ重要案件、懸案事項を抱えております。議会閉会中におきましても協議会等の開催をお願いすることがございますので、継続して審査くださいますようお願いいたします。以上です。

○委員長 ただいま、継続審査の申し出がありました。これについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのように議長に申し出をいたします。

以上で当委員会に付託されました全ての案件の審査を終了いたしました。なお、当委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文につきましては委員長に一任願いたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

理事者から挨拶をお願いします。

---

#### 理事者挨拶

○副市長 慎重に御審査をいただきまして、御提案を申し上げました全ての議案につきましてお認めいただきまして大変ありがとうございました。なお、審査の中でいただきました御意見、御要望につきましては、今後の行政の中にしっかりと生かしてまいりたいと存じております。どうもありがとうございました。

○委員長 以上をもちまして12月定例会福祉教育委員会を閉会といたします。大変御苦労さまでした。

午前10時57分 閉会

令和元年12月13日（金）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

福祉教育委員会委員長 赤羽 誠治 印